

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

## RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

住宅宿泊事業法の施行(平成30年6月15日施行)に伴い、住宅宿泊事業(以下「民泊」)を営業する者の施設が、新たに水質汚濁防止法の特定施設(別表第1第66の3号)に該当し、届出が必要になります。

また、当該施設から排出される汚水を民泊を営業する者以外の者が処理する場合には、その処理施設(※1)も新たに水質汚濁防止法の特定施設(別表第1第74号)に該当し、届出が必要(※2)になります。

(※1) マンション等集合住宅の一室が民泊施設である場合、それらに設置されている「し尿処理施設」など。

(※2) 公共用水域に水を排出する場合に限りです。

## 【届出時期】

- ① 平成30年6月14日以前に住宅宿泊事業法に基づく届出を行う場合  
→ 平成30年7月15日迄に使用届を設置されている所在地の市・町へ届出
- ② 平成30年6月15日以降に住宅宿泊事業法に基づく届出を行う場合  
→ 当該施設の設置(住宅宿泊事業の営業開始)の61日前迄に設置届を設置している所在地の市・町へ届出

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは  
下記担当者まで

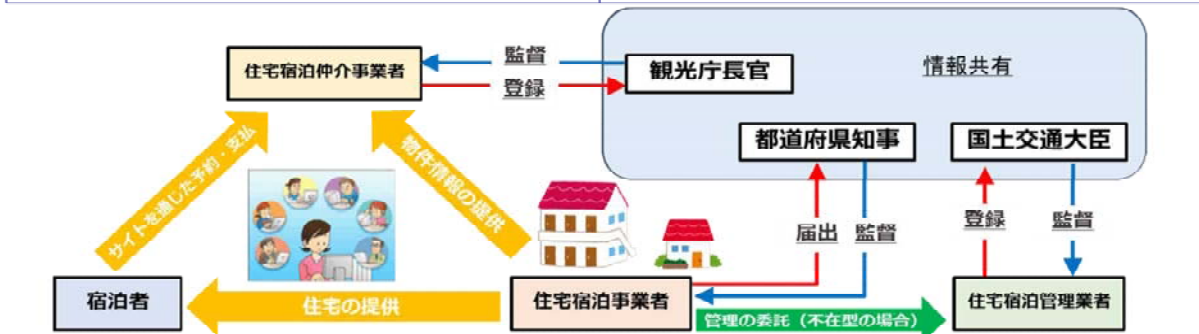
環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

# 1. 住宅宿泊事業法制度の概要 (観光庁ホームページより抜粋)

<b>背景・必要性</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及</li> <li>○ 多様化する宿泊ニーズ等への対応</li> <li>○ 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等</li> </ul>
<b>概要</b>	<p>※ 都道府県に代わり、保健所設置市（政令市、中核市等）、特別区（東京23区）が監督（届出の受理を含む）・条例制定措置を処理できる</p> <p><b>2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国土交通大臣の登録が必要</li> <li>② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）の実施と1②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け</li> <li>③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施</li> </ol> <p><b>3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 観光庁長官の登録が必要</li> <li>② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け</li> <li>③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施</li> </ol> <p>○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日</p>



# 2. 水質汚濁防止法の相談窓口 (静岡県内)

詳細につきましては、民泊施設が設置される所在地を所管する下記相談窓口へご確認の上、民泊施設が設置される市・町に届出をして下さい。

機関名	担当課	電話番号	担当市町
静岡県 東部健康福祉センター	生活環境課	055-920-2136	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町
静岡県 中部健康福祉センター	環境課	054-644-9268	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
静岡県 西部健康福祉センター	環境課	0538-37-2571	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町
静岡市	環境保全課	054-221-1359	静岡市
浜松市	環境保全課	053-453-6144	浜松市
沼津市	環境政策課	055-934-4740	沼津市
富士市	環境保全課	0545-55-2776	富士市

※届出書の提出先は、事業場が所在している市町環境保全担当課になります。